

集落ぐるみの鳥獣対策支援事業

市

申請条件:鳥獣被害防止計画を作成すること

集落による計画的な取り組みを支援

鳥獣被害（農作物被害、生活環境被害、人的被害等）対策を推進する集落が、作成した被害防止計画に基づき実施する取り組みを支援します。※複数項目の同時申請可（最大15万円まで）

○捕獲事業（定額・上限5万円）

捕獲活動を実施する集落を支援する。

（個体処分に係る経費、捕獲機材購入費 等）

○防護柵整備事業（補助率1/2・上限10万円）

防護柵整備を実施する集落を支援する。

（新規整備用資材費、補修および補強用資材費 等）

○被害防除事業（定額・上限5万円）

被害防除活動を実施する集落に対して支援する。

（忌避剤等購入費、追払い用機材購入費 等）

○地域提案事業（補助率1/2・上限5万円）

上記に該当しない地域独自の取り組みを支援する。

事業の流れ

- ① 集落内で鳥獣被害対策の課題を共有し、対策を協議
- ② 鳥獣被害防止計画案を市へ提出。計画案をもとに県・市と計画をより良くし、活用できる事業を整理（他に活用できる制度がある場合はそちらをご案内します）

③ 補助金等の申請手続き、事業実施

※詳しくは、市までお問い合わせください。

※根拠資料の提出や、調査等への協力を求める場合があります。

集落全体で取り組む持続可能な鳥獣対策

① 課題共有と対策協議



集落で生じている課題を共有し、図示したり書き出すことで「見える化」する。

被害は自分だけでなく、集落で広く発生しているという、気付きを与え、集落全体で対策を協議する。

② 集落被害防止計画作成



集落のどこに被害が集中しているのか、どうすれば被害を軽減できるのか課題を整理し集落全体で計画を作成する。

責任者だけで決めるのではなく、全体で完成ビジョンを共有することを目指す。

③ 活用可能な制度を整理



作成した計画をもとに市や県の職員と協議をし、計画をより良くする。行政は活用可能な支援制度を提案する。

効率的な対策を模索するとともに、幅広く関連制度を活用することで集落の負担を軽減する。

④ 持続可能な体制づくり



具体的な計画と目標を定め、集落での実施体制を調整する。

事業完了後の維持管理も重要であり、集落全体で取り組むことで個人や少人数での対策に留まらない持続可能な体制づくりを推進する。